

早期受診が大切！

少しでも進行を遅らせるためには早期発見と適切な治療が大切です。最近物忘れが激しいなど感じている方は、専門医を受診して検査を受けましょう。



- 認知症でなく他の病気の場合もあります。
- 認知症であっても、原因によっては治療で治る見込みのものもあります。
- 早期の診断で服薬治療が開始でき、症状の改善や病気の進行を抑えることができるものもあります。
- 認知症について医師から説明を聞き、疑問な点についての助言を得ることができます。
- 病気として受けとめ、家族や親族間で今後の生活を考えるスタートとすることができます。
- 各種制度やサービスを利用する上で、主治医の意見書や診断書が必要な場合もあります。診断から一定の経過を経てサービス利用の手続きができるものがあり、サービス利用においても早期受診は大切です。



受診の際のポイント

= 具体的な言動や質問事項をメモして持参しましょう！ =

- 家族や職場の人などが気づいた本人の言動や様子。
- どのような症状がいつ頃から現れたのか。
- 本人はどう受けとめているのか、本人の言動や生活の中で支障となっていることは何か。
- 家族として対応の仕方がわからないこと、困っていることは何か。
- これまで治療してきた病気や服薬状況など。



受診する病院

まずはかかりつけ医に相談し、神経内科、精神科（心療内科、神経科）を受診します。かかりつけ医がない、近くの病院がわからない場合は、お住まいの区の保健福祉センター地域保健福祉課へご連絡下さい。

治療方法

アルツハイマー病では、進行を穏やかにする治療薬が用いられます。現在日本で使われているのは内服薬、貼付薬など数種類あります。レビー小体型認知症にもこの薬が有効です。



妄想、幻覚、興奮などの行動・心理症状は、良いケアで症状が改善されますし、抗精神病薬が効果的です。

また、不安や睡眠障害には、抗不安薬や睡眠薬などが使われています。最近では漢方薬なども使われることがあります。

まずはご相談を！



認知症に関する保健・福祉相談

東 区	地域保健福祉課	☎ 645 - 1087
博多区	地域保健福祉課	☎ 419 - 1099
中央区	地域保健福祉課	☎ 718 - 1110
南 区	地域保健福祉課	☎ 559 - 5132
城南区	地域保健福祉課	☎ 833 - 4112
早良区	地域保健福祉課	☎ 833 - 4362
西 区	地域保健福祉課	☎ 895 - 7078

精神症状や精神保健相談

自立支援医療（精神）について

東 区	健康課	☎ 645 - 1079
博多区	健康課	☎ 419 - 1092
中央区	健康課	☎ 761 - 7339
南 区	健康課	☎ 559 - 5118
城南区	健康課	☎ 831 - 4209
早良区	健康課	☎ 851 - 6015
西 区	健康課	☎ 895 - 7074

認知症に関する専門医療相談

認知症疾患医療センター	
①九州大学病院	☎ 642 - 6235
②福岡大学病院	☎ 801-1011(代表)

①認知症介護相談 ②家族のつどい

場所

市民福祉プラザ

①毎週(木),第2(日) 13時～16時	☎ 0120-851-641
②認知症の人と家族の会	☎ 771 - 8595

平成30年5月現在

若年性認知症

若年性認知症の方と家族のための
サービスと制度の紹介



福岡市福祉局

若年性認知症とは？

認知症は高齢者だけの病気ではありません

認知症は、脳の後天的な変化（脳の障害）により、一度獲得した知的能力が著しく低下した状態のことをいいます。

認知症は高齢者特有の病気と思われるがちですが、働き盛りの年代でも認知症になることがあります。それが「若年性認知症」と呼ばれるもので、18 ～ 64 歳という比較的若い年代にみられる認知症の総称です。厚生労働省が平成 21 年3 月に発表した推計によれば全国における若年性認知症者数は 37,800 人とされています。

働き盛りに発症する若年性認知症ですから、ご本人だけでなくご家族の生活にも大きな影響を及ぼします。

早期発見・早期治療はもちろん、生活に伴う不安を和らげるためには、早めに相談し対応することが大切です。

若年性認知症の原因

< 認知症の主な原因 >

老人性認知症	アルツハイマー病、脳血管障害など
若年性認知症	アルツハイマー病、脳血管障害、 脳腫瘍後遺症、頭部外傷後遺症、 前頭側頭葉変性症、薬物・アルコール依存症、 クロイツフェルト・ヤコブ病、 パーキンソン病、エイズ、ピック病など、 背後にさまざまな病気が考えられます。

よくみられる初期症状

- 思い出せない、新しいことが覚えられない
- 話のつじつまが合わない
- 仕事の約束や待ち合わせを忘れて苦情を言われることが多くなった
- 以前と別人のような言動が出てきている
- 簡単な料理が作れない、また同じメニューばかりになった
- 買い物や乗り物で小銭が計算できず、1 万円札ばかり出す
- 元気がなく、周囲への関心もなくなり、意欲の低下が見られる
- 道に迷う



どんな支援があるの？

介護・福祉・年金制度

■ 介護保険サービス

（問い合わせ先：各区福祉・介護保険課）「高齢者保健福祉のあらまし」参照
介護保険制度は65 歳からですが、「初老期における認知症など」と診断された場合、40歳から利用できます。

【訪 問】 ホームヘルプ、訪問看護、訪問リハビリテーション等

【通 所】 デイサービス、デイケア等

【短期入所】 ショートステイ

【入所等】 グループホーム、特別養護老人ホーム等

【地域密着型】 小規模多機能型居宅介護、グループホーム、
認知症対応型通所介護等

■ 介護保険外サービス（問い合わせ先：各区福祉・介護保険課）

おむつサービス（要介護3 ～ 5 ）等

■ 障害（基礎、厚生、共済）年金制度

（問い合わせ先：下記のとおり）

傷病によって法令で定める障がい状態になった方で、一定の要件（障がいの状態、納付要件等）を満たした方に対して支給される年金です。

【相談申請窓口】 国民年金：各区保険年金課

厚生年金：年金事務所

共済年金：各共済組合

■ 精神障害者保健福祉手帳（問い合わせ先：各区健康課）

精神障がいを持つ方が、一定の障がいにあることを証明するものです。手帳を取得することで必要なサービスを利用することができます。

（初診日から6 ヶ月経過した日以降の診断書が必要です。）

■ 特別障がい者手当（問い合わせ先：各区福祉・介護保険課）

精神又は身体に著しく重度の障がい（身体障害者手帳1 級・2 級程度）がある在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。

その他

- 生命保険 高度障害特約（問い合わせ先：各保険会社）
- 住宅ローンの支払い免除（問い合わせ先：各金融機関）
- 成年後見制度（問い合わせ先：各区地域保健福祉課）

詳しくは、各問い合わせ先におたずね下さい



医療費等に関すること

■ 自立支援医療（精神）（問い合わせ先：各区健康課）

障害者総合支援法による精神通院医療費公費負担制度。精神疾患を有する方が、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある場合に利用できます。

■ 高額療養費助成制度

（問い合わせ先：各区保険年金課等）「高齢者保健福祉のあらまし」参照
医療費の一部負担が一定の額を超えた場合に、その超過額を医療保険から払い戻す制度です。保険によって、問い合わせ先が異なります。

■ 高額医療・高額介護合算制度

（問い合わせ先：各区保険年金課等）

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用する世帯の自己負担額が著しく高額になる場合の負担軽減制度です。

■ 医療費控除

（問い合わせ先：税務署）

本人および同一世帯家族の通院・入院医療費及び通院交通費のうち、保険などで補填された分を除く自己負担額の合計額が、年間所得の5%または10 万円のいずれか低い方の額を超えた場合、確定申告の際に超えた額が所得から控除されます。

生活に関すること

■ 傷病手当金（問い合わせ先：各健保組合等）

職場の医療保険に加入している本人が、病気やけがで3 日間以上連続して仕事を休んだ場合に支給される制度です。（休職4 日目から最長1 年6 ヶ月）

■ 所得税・住民税の「障害者控除」（問い合わせ先：税務署）

課税世帯で「障害者手帳」を取得している方は、所得税・住民税などの“障害者控除”の対象となります。手帳を取得していなくても介護認定を受けている場合は、申告することができます。

■ 失業保険

（問い合わせ先：ハローワーク）

失業中に再就職を支援するために支給されるもの（求職者給付「基本手当」）で、状態が回復する等して働ける状態になれば、失業給付を受けることができます。